

プロジェクト研究員の採用及び競争的資金への応募等に関する規程

平成28年9月14日

放送大学規程第1号

改正 平成31年4月26日

(目的)

第1条 この規程は、プロジェクト研究員の就業及び給与の特例に関する規則（平成28年放送大学学園規則第1号）第3条第3項及び第7条第2項に基づき、プロジェクト研究員の採用及び競争的資金への応募その他必要な事項を定めることを目的とする。

(採用の選考)

第2条 プロジェクト研究員の採用は選考によるものとし、その選考は、各コースの審議に基づき、学長が行う。

(プロジェクト研究員の資格)

第3条 プロジェクト研究員となることのできる者は、修士以上の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又はそれに準ずる能力があると認められる者とする。

(選考手続き)

第4条 放送大学の専任教員がプロジェクト研究員の雇用を希望する場合は、当該専任教員が所属するコースのコース主任に要望を提出し、当該コース内においてその審議を行う。

2 前項の審議において承認されたとき、コース主任は採用を希望する20日前までに、学長にプロジェクト研究員採用申請書（別紙様式1）を提出する。

(競争的資金への応募)

第5条 プロジェクト研究員が競争的資金へ応募する場合には、審査を受けるものとし、その審査は学長が行う。

2 審査を希望するプロジェクト研究員は、次に定める書類（様式任意）を学長に提出する。

一 放送大学の専任教員が当該競争的資金への申請及び交付に関して責任を持つことを明記した専任教員による推薦状

二 履歴書

三 研究業績書

3 前項に規定する審査により競争的資金への応募を許可されたプロジェクト研究員については、府省共通研究開発管理システムへ研究者登録を行う。

(研究室等)

第6条 プロジェクト研究員が使用する研究室等は、原則各コースにおいて用意するものとする。

附 則

この規程は、平成28年9月14日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

学長 殿

コース名：

コース主任：

印

受入教員：

印

プロジェクト研究員採用申請書

下記の者をプロジェクト研究員として採用したいので申請いたします。

(フリガナ) 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	性 別	
住 所	〒		
最 終 学 歴		学 位	
研 究 内 容			
雇 用 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
実 施 部 屋	号室 内線：		
経費種別(番号)	<input type="checkbox"/> 科研費 () <input type="checkbox"/> 寄附金 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
プロジェクト期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
そ の 他 参 考 と な る 事 項			